

家畜伝染病予防法改正（令和 8 年）による水際検疫の強化

- 訪日外国人の増加とともに、入国者が携帯する違反畜産物の摘発件数が増加。
- 令和元年頃から国際郵便物検査による違反畜産物の摘発件数が増加し、現在も高止まり。
- 違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースを確認。
- 一部の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認。

法改正による強化

【令和 8 年 7 月 1 日施行】

- 販売禁止**：輸入禁止品の**販売等の禁止**、違反した場合の罰則（3 年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）を措置
【法第44条の 2、法第63条】
- 立入検査**：家畜防疫官に**外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品等の廃棄の権限等を付与**
【法第51条】
- 広報活動**：違反品の持ち込みそのものを減らすため、訪日旅客及び国民に対する**動物検疫制度の周知徹底**
【法第46条の 4 の 2】

家畜防疫官による外国食材店等への立入検査（概要）

法令の改正

○法第44条の2（販売等の禁止）の新設

違法に輸入された畜産物の販売等（販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列）の禁止

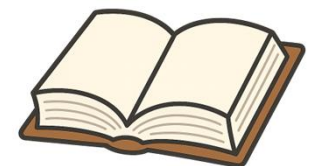
○法第51条（立入検査等）第2項～第6項の新設

- ・家畜防疫官は、第4章（輸出入検疫等）の規定を施行するため、店舗等（事務所、事業所、倉庫その他の場所含む）の立入り、検査、関係者への質問ができる
- ・家畜防疫官は、必要な限度において監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取し、検査できる
- ・集取された者は、集取された物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の通知を受けた後でなければ、集取された物及び同様の物の販売等の禁止
- ・家畜防疫官は、検査の結果、輸入禁止品又は監視伝染病の病原体に汚染している物と認めた場合、当該品を廃棄できる
- ・農林水産大臣は、廃棄があった際の当該店舗等の公表ができる 等

○法第63条（罰則）

法第44条の2（販売等の禁止）の規定に違反したとき

- ・3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金



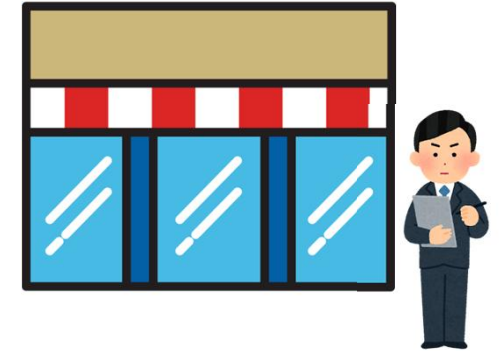
家畜防疫官による外国食材店等への立入検査（概要）

動物検疫所（家畜防疫官）による立入検査（イメージ）

①立入検査場所の選定

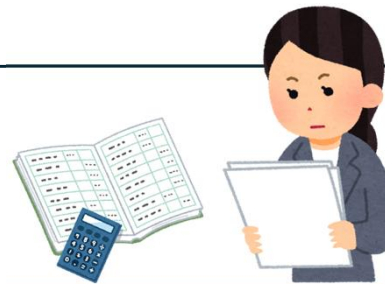
立入検査場所：店舗、事務所、事業所、倉庫等

- ・国際郵便物検査の実績や、従業員等による情報提供等をもとに選定



②立入検査（法第51条第2項）

- ・販売品等の確認※
- ・帳簿、書類等を検査
- ・関係者へ質問



③廃棄（法第51条第5項）

輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染していると認めた物

④公表（法第51条第6項）

廃棄処分を受けた物に係る販売等に関する事項（氏名又は名称等）を公表（動物検疫所ウェブサイトに掲載）

情報公表の効果

- ✓ 周辺農場への注意喚起
- ✓ 廃棄処分を受けた食材店等の情報の周知
- ✓ 違法な販売等の抑止

⇒監視伝染病の発生予防・侵入防止

※必要に応じて、監視伝染病により汚染しているおそれがある物を集取・検査（法第51条第2項）